

第2期 鶴ヶ島市 子ども・子育て支援事業計画

「子どもにやさしいまちづくり」
～安心して子どもを生み 育てることができるまち～

中間年改訂版



市町村の子ども・子育て支援事業計画に関する国の指針を踏まえ、計画期間の中間年（令和4年度）に、見直しが必要かどうかの検討を行いました。

国の指針では、実績値が計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、原則、見直しを行うこととなっているため、幼児期の教育・保育施設の提供体制について見直しが必要であると判断しました。見直しについては、令和4年度第2回鶴ヶ島市児童福祉審議会において審議を行い、変更計画案について承認を得た上で埼玉県に協議を行った結果、令和5年4月に承認を得たため、計画の改訂版を発行するものです。

年度別見込量と確保提供総数の見直しを行ったのは、45ページ及び46ページです。

令和2年3月
鶴ヶ島市

はじめに

未来を担う子どもたちのためには、子育てがしやすく、子ども自身も楽しめる環境が何よりも大切です。

鶴ヶ島市では、社会全体で子育てを支援していくことを目的として、平成27年に鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「鶴ヶ島は 子どもと子育てをする人を 元気にします ～安心して子どもを生み 育てることができるまち～」を基本理念とし、4つの基本目標と「子ども・子育て新制度」に基づく幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の目標を掲げ、取組を推進してきました。

平成31年2月に行った子育て支援に関するアンケート調査の結果からは、地域で安心して出産、子育てできる環境づくり、幼児期の教育・保育、地域連携による子育て支援の必要性を見ることができました。こうした調査結果や鶴ヶ島市児童福祉審議会の審議を踏まえ、このたび第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）を策定しました。

同時期に策定した第6次鶴ヶ島市総合計画では、重点戦略のひとつとして「子どもにやさしいまちづくり」を掲げ、子育て世代を中心とした若い世代に選ばれ、住み続けてもらうことはもちろん、子どもたちが一度市外へ出たとしても「将来、自分が子育てをするときには、また鶴ヶ島市に帰ってきたい」と思えるまちをつくらうとしています。

第2期計画に掲げる基本目標や重点施策により、「子どもにやさしいまちづくり」を進めていきたいと考えていますので、市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、第2期計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました鶴ヶ島市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご協力をいただきました市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	計画の策定体制	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	5
2	婚姻・出産等の状況	8
3	就業の状況	11
4	子どもの貧困の状況	13
5	ニーズ調査の概要と結果	16

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	19
2	基本目標	20
3	計画の体系	21

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1	施策の方向性	23
2	推進指標	24
基本目標 1	子ども・家庭への支援の充実	25
基本目標 2	地域連携による子育て支援の充実	30
基本目標 3	幼児教育・保育の充実	33
基本目標 4	鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実	37

第5章 重点施策の推進

1 教育・保育提供区域 [※] の設定と推計児童数	41
重点施策1 教育・保育の量の見込みと確保方策	44
重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	50
重点施策3 新・放課後子ども総合プランの推進	65
重点施策4 子どもの貧困対策の推進	74

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	77
2 計画の進捗管理	77

資料編

1 計画策定経過	80
2 計画策定組織	81
3 用語の説明	83

本編中、※のついている用語については、資料編に説明があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急激な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく日々変化し続けています。

このような状況の中、国や地域を挙げて「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度[※]」が施行されました。

本市では、新制度に基づき「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供できるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童[※]の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

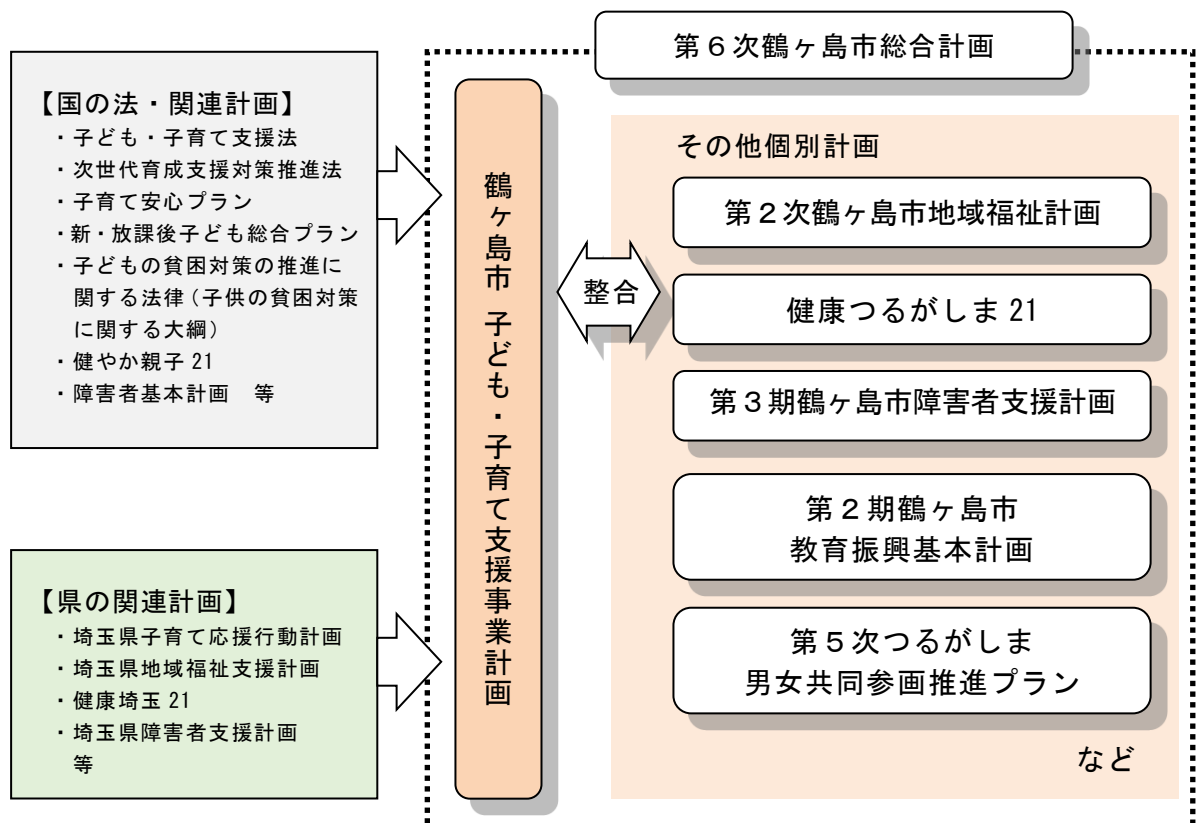
本計画は、子ども・子育て支援法※第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法※第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の母子保健法に基づく「健やか親子 21（母子保健計画）」の策定指針、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 10 条から第 14 条における地方公共団体が行う支援について、本市の施策を盛り込んだものです。

さらに、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室※の計画的な整備の方向性を示したものです。

なお、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、第 6 次鶴ヶ島市総合計画をはじめ、第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画、健康つるがしま 21、第 3 期鶴ヶ島市障害者支援計画、第 2 期鶴ヶ島市教育振興基本計画など他の計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

4 計画の対象

本計画は、市内のすべての子ども（概ね18歳未満）とその家族、地域住民、事業主、関係機関等を対象としています。



5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法[※]第 77 条に規定する鶴ヶ島市児童福祉審議会[※]を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ策定しました。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を平成 31 年 2 月に実施しました。

(2) 鶴ヶ島市児童福祉審議会[※]による審議

子ども・子育て支援法[※]第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成され、本計画の内容等を審議しました。

(3) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

本計画の策定にあたって、庁内組織である「子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、次世代育成支援行動計画[※]の実施状況、子ども・子育て支援事業計画の具体的な取り組み内容や手法などについて検討を行いました。

(4) 市民コメント制度の実施

本計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上、市民との協働のまちづくりを目的として、計画案の趣旨、内容をホームページ等で公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を考慮して策定しました。

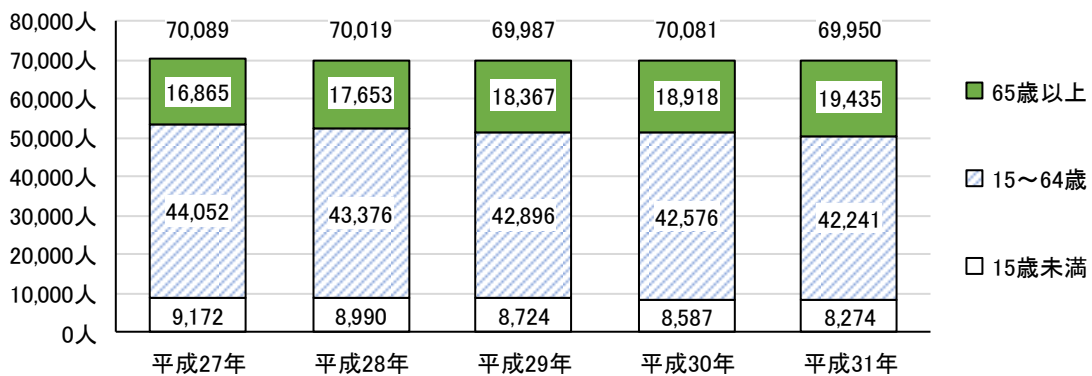
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

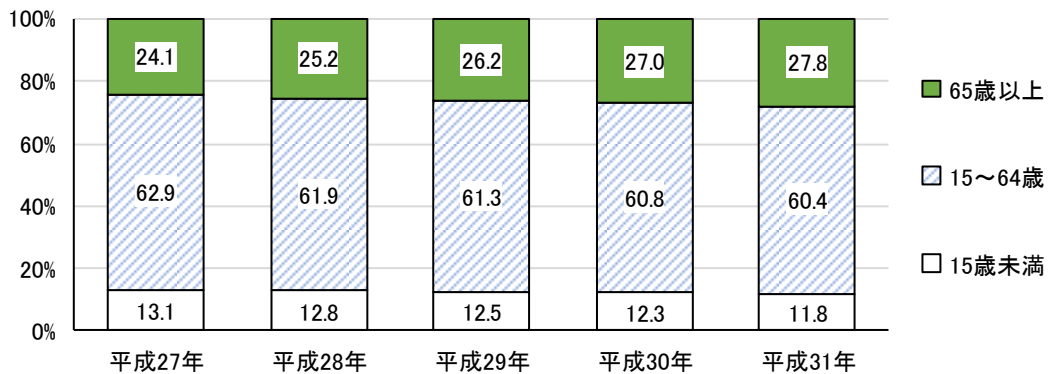
本市の人口は、平成31年4月1日現在、69,950人となっています。平成27年から5年間の推移をみると微減しており、5年間で139人の減少となっています。年齢3区分で見ると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移



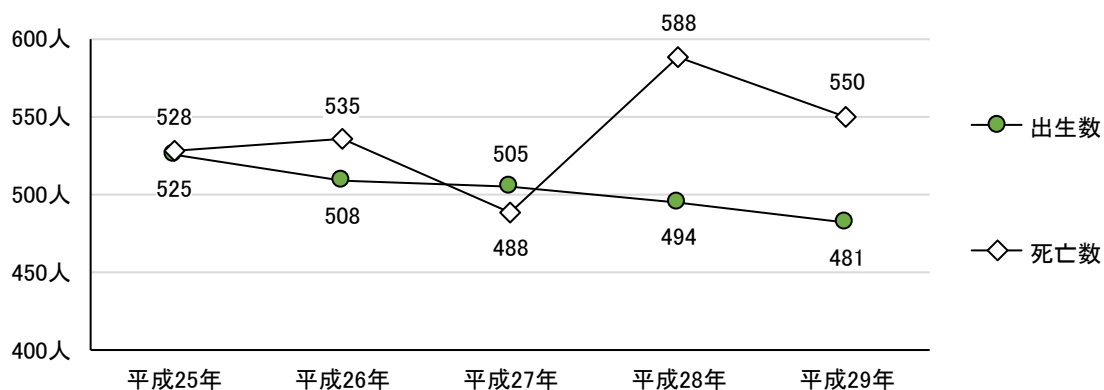
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※端数処理上合計が100%にならない箇所があります

(2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数は年々減少しており、死亡数は年ごとに大きく増減しています。

■ 出生数及び死亡数の推移

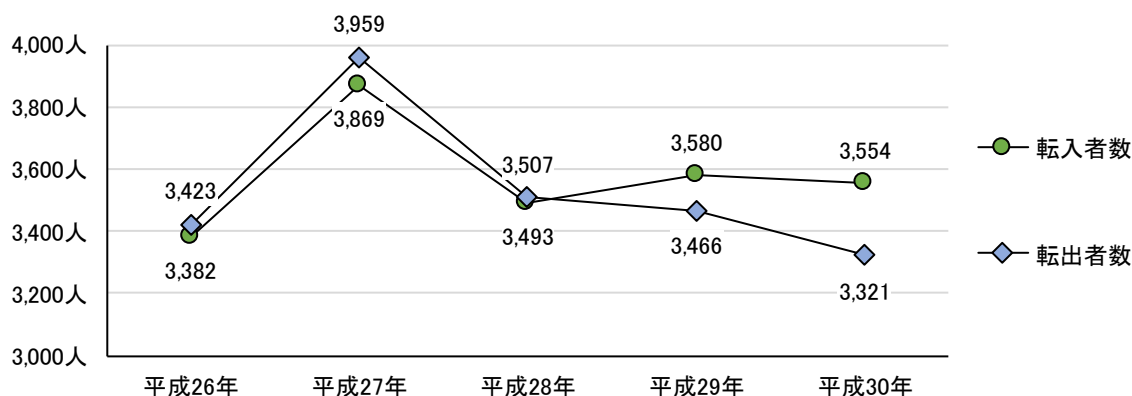


資料: 埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成28年までは、転出者数が転入者数を上回っていましたが、平成29年以降逆転しています。また、転入者数は増加傾向、転出者数は減少傾向にあります。

■ 転入者数及び転出者数の推移

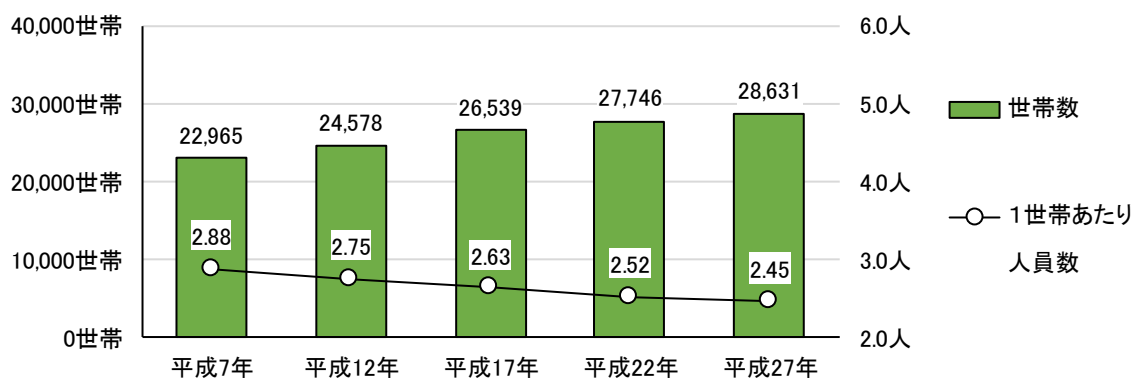


資料: 埼玉県推計人口(月報データ)

(4) 世帯数

本市の世帯数は平成 27 年には 28,631 世帯となっており、年々増加していますが、一方、1 世帯あたり人員数は年々減少しています。

■ 世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



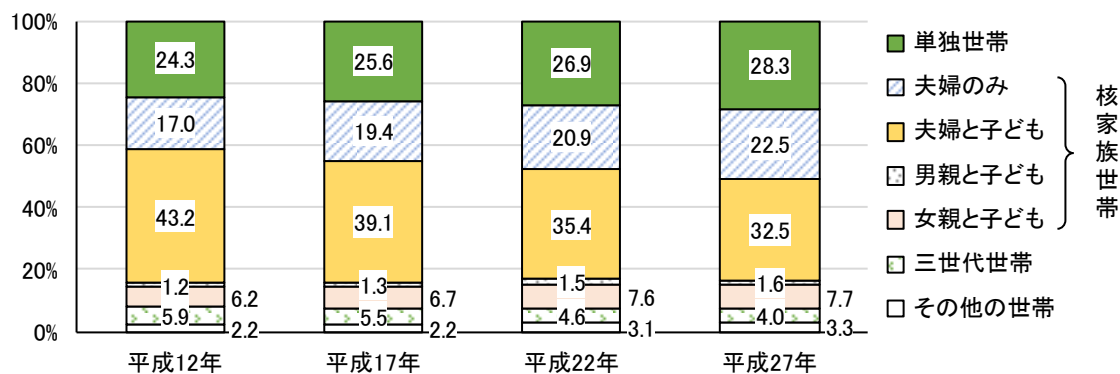
資料: 国勢調査

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加しており、平成 27 年ではこの 2 つの世帯類型だけで 50% を超えています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■ 世帯類型による世帯数の推移



資料: 国勢調査

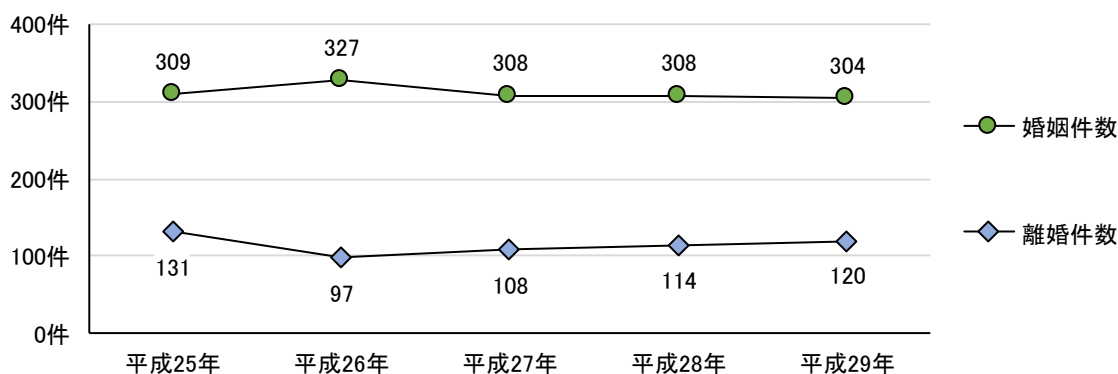
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、横ばいで、平成29年では304件となっています。

また、離婚件数は平成26年以降増加しており、平成29年では120件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

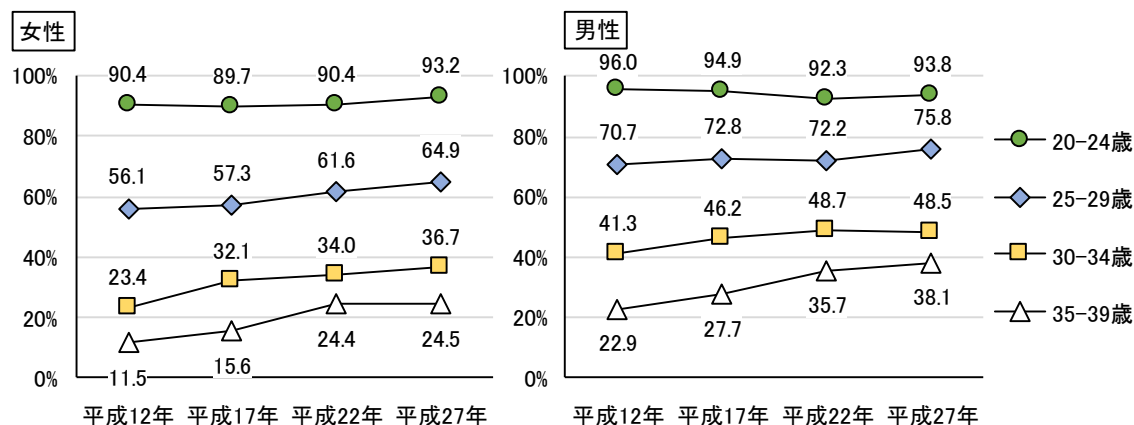


資料: 埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、15年間で30歳代の未婚率の上昇が大きく、30～34歳では13.3ポイント、35～39歳では13.0ポイント増加しています。一方、男性は35～39歳の上昇が大きく、15.2ポイント増加しています。

■未婚率の推移

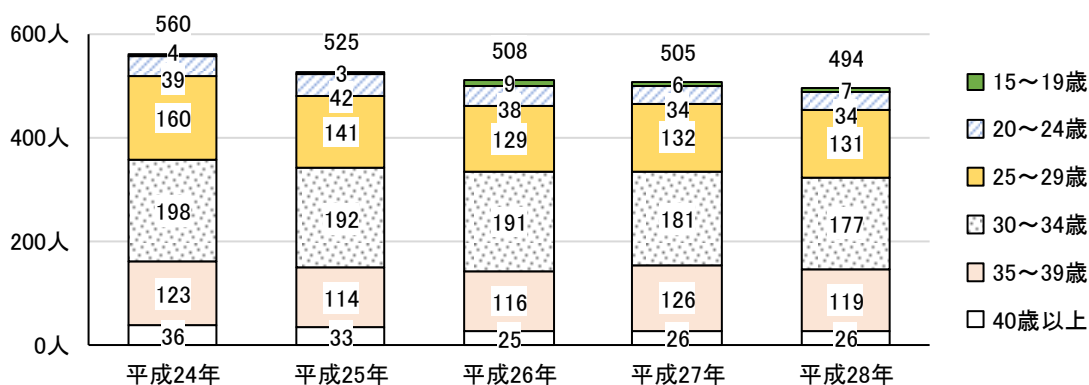


資料: 国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、減少傾向にあり、平成28年では494人となっています。
 母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳、30～34歳が多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

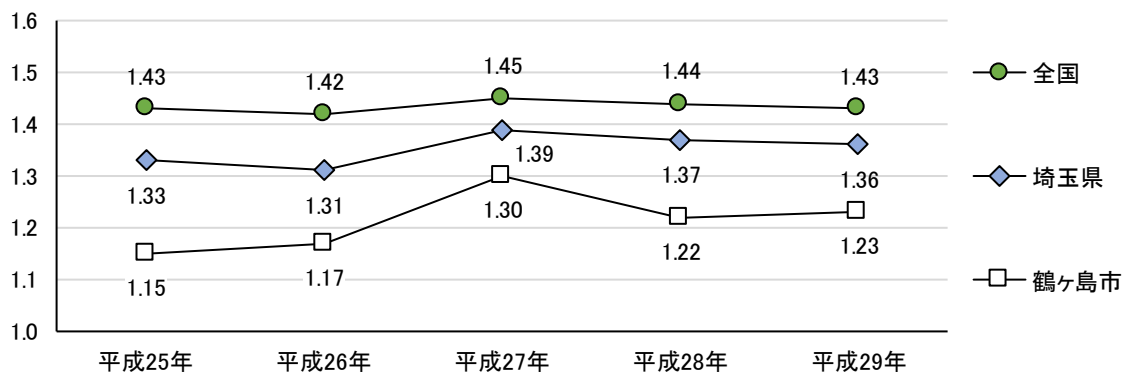


資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率*

合計特殊出生率*とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本市の合計特殊出生率*は、平成29年で1.23となっており、全国及び埼玉県の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率*の推移



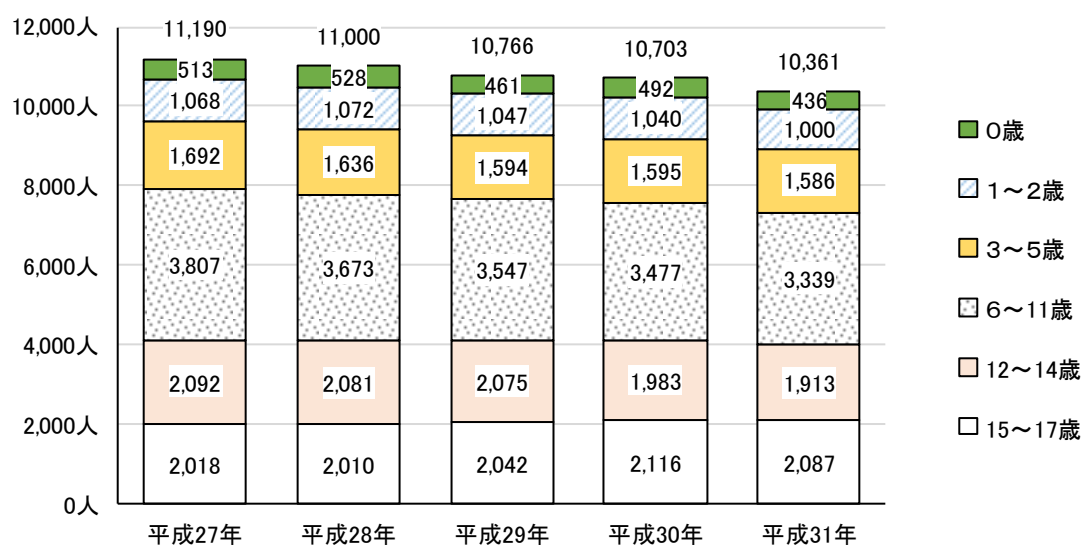
資料：埼玉県保健統計年報

(5) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で10,361人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は3,022人、6～11歳の小学生児童数は3,339人、12～14歳の中学生児童数は1,913人、15～17歳の児童数は2,087人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

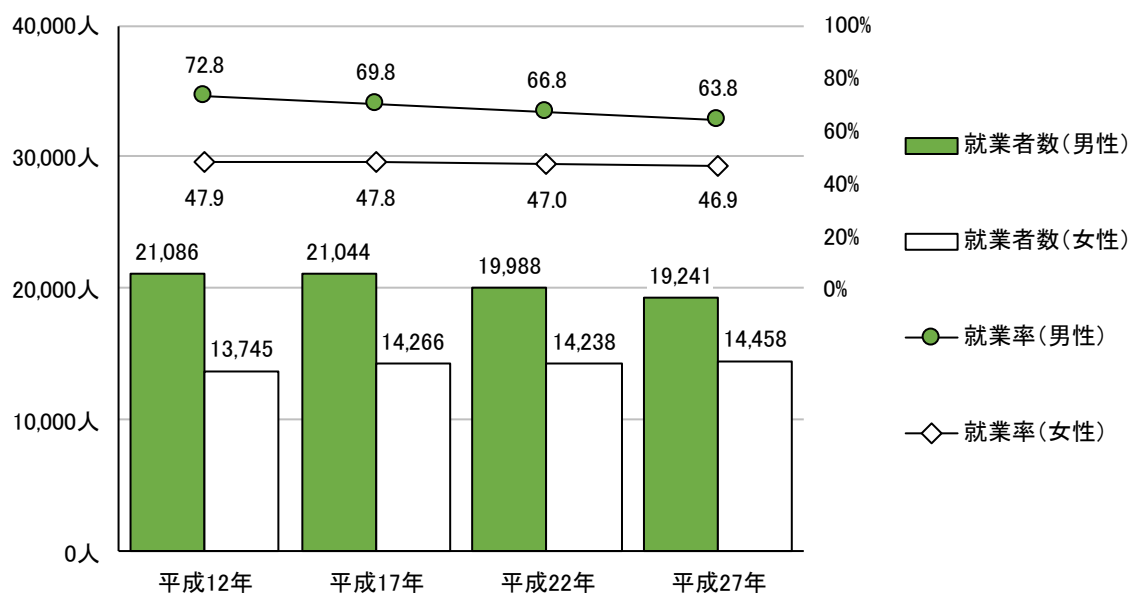
3 就業の状況

(1) 就業者数

本市の就業者数は、男性が平成12年をピークに年々減少していますが、女性は増加しています。

また、就業率は、男性、女性いずれも年々減少しています。

■ 就業者数の推移



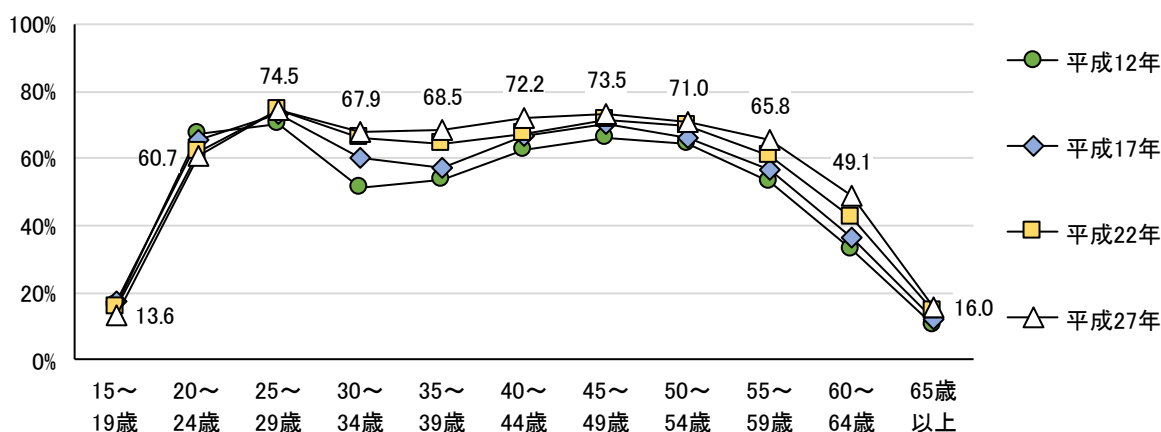
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

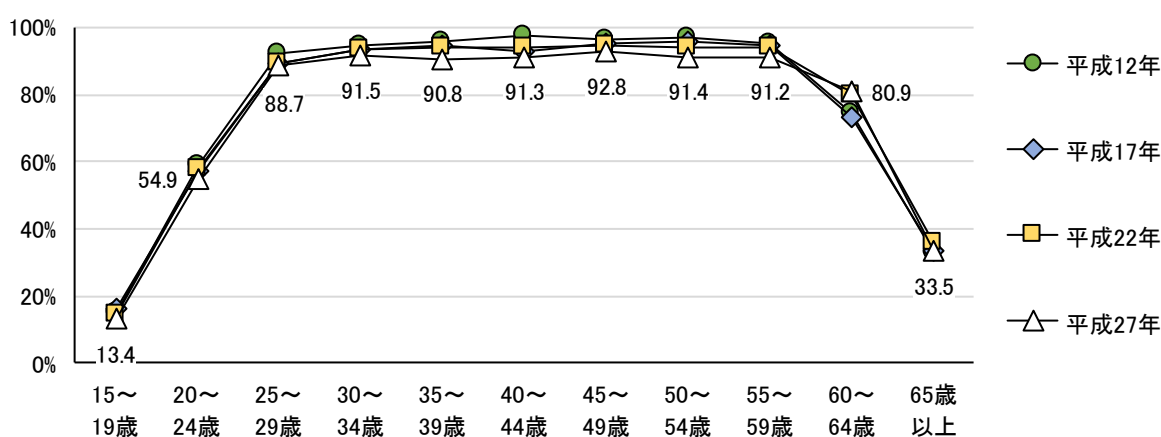
女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しますが、年々M字の谷の部分が増加傾向にあります。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



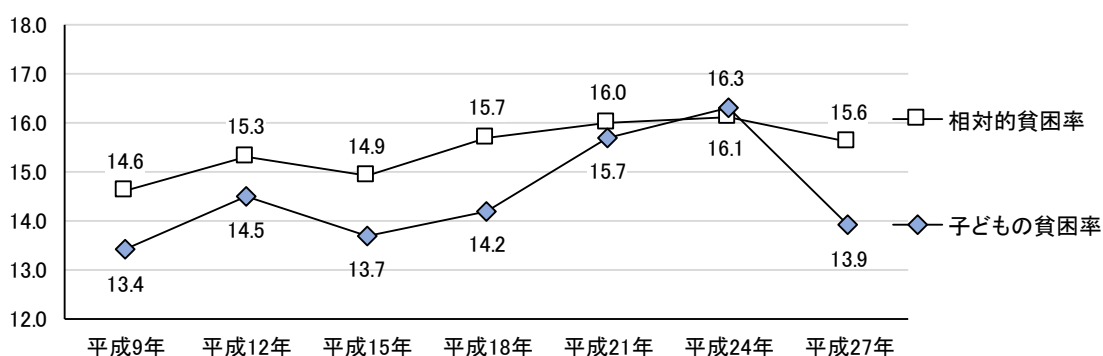
資料：国勢調査

4 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困率*

日本の子どもの貧困率*は 13.9%と近年減少していますが、いまだ7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。こうした環境で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

■子どもの貧困率の推移



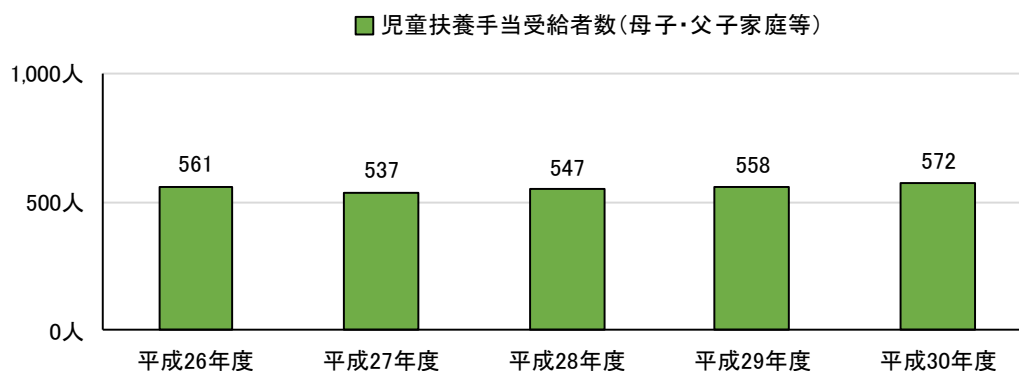
資料: 国民生活基礎調査

相対的貧困率: 所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。
子どもの貧困率: 子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。
※子どもの場合も、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、年々微増しており、平成30年度では572人となっています。

■児童扶養手当の受給者数(全部支給・一部支給対象者)の推移

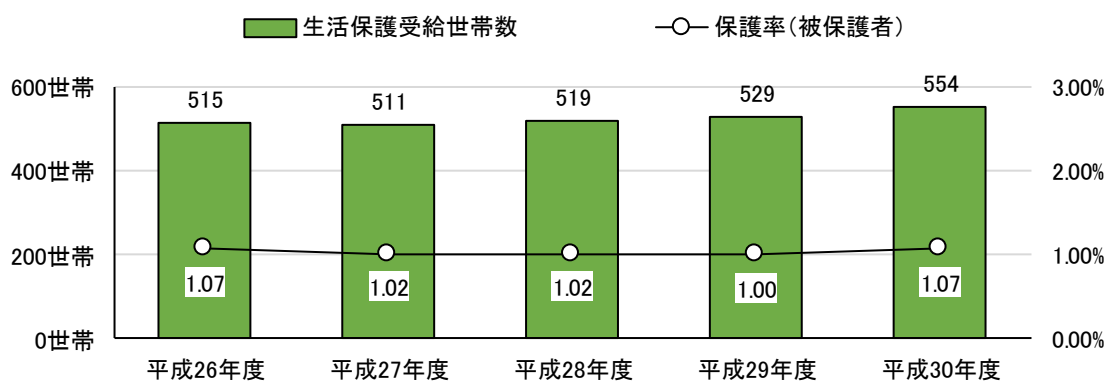


資料: こども支援課

(3) 生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

本市の生活保護受給世帯数は微増しており、保護率（被保護者）はほぼ横ばいとなっています。

■生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

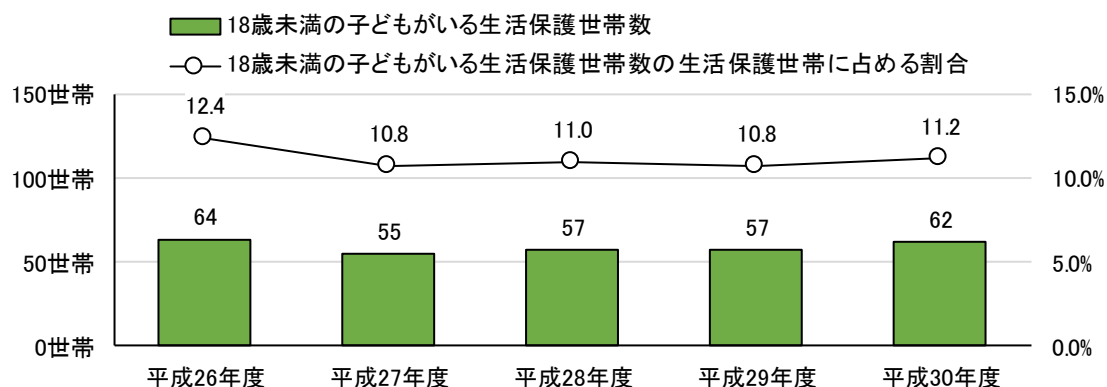


資料：福祉政策課

(4) 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数及び生活保護世帯に占める割合の推移

本市の18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数は、平成30年度では62世帯となっています。生活保護世帯全体に占める割合は、平成27年度以降横ばいとなっており、平成30年度では11.2%となっています。

■18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数の推移



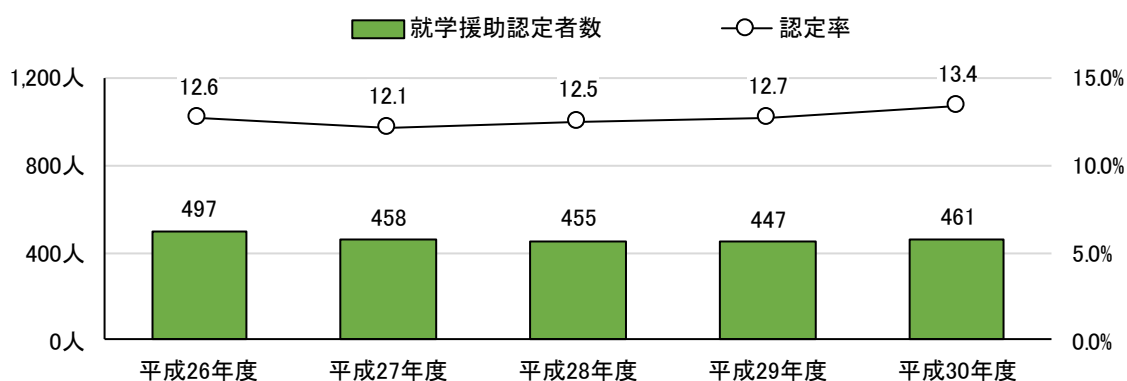
資料：福祉政策課

(5) 就学援助認定者数及び認定率の推移

本市の小学校の就学援助認定者数は、平成30年度には461人となっています。就学援助の認定率をみると、平成27年度以降増加し、平成30年度では13.4%となっています。

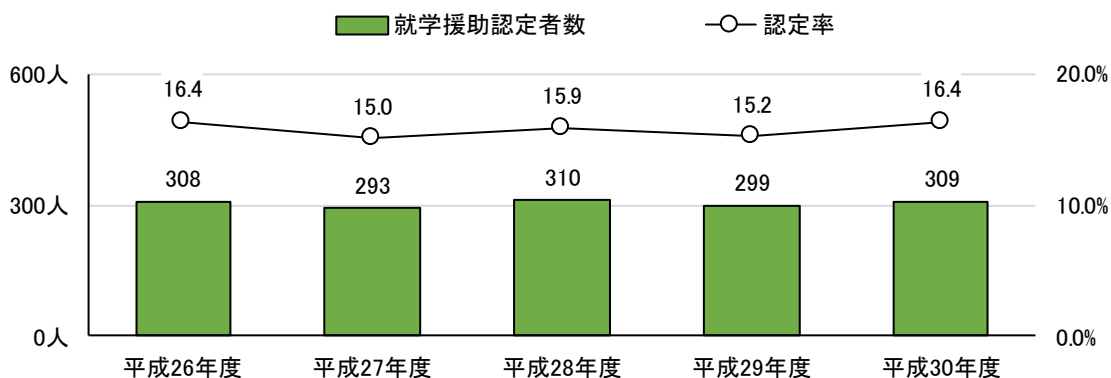
また、中学校の就学援助認定者数では、平成30年度には309人となっています。就学援助の認定率をみると、15%～16%の横ばいとなっています。

■ 小学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料：学校教育課

■ 中学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料：学校教育課

5 ニーズ調査の概要と結果

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度[※]に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状等を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題等を整理するための基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象：①住民基本台帳から無作為抽出した就学前の児童のいる保護者

②学童保育利用児童のいる世帯の保護者

③私立幼稚園・認定こども園に通園している児童のいる世帯の保護者

標本数：①1,000世帯、②734世帯、③670世帯

抽出方法：①無作為抽出、②・③悉皆調査

調査方法：①郵送による配布・回収(郵送法)

②・③各学童保育室及び各幼稚園・認定こども園を通じて配布・回収

調査期間：平成31年2月1日(金)～平成31年2月15日(金)

(3) 回収状況

調査対象	標本数	回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,000件	597件	59.7%
学童保育利用児童の保護者	734件	433件	59.0%
私立幼稚園・認定こども園 通園児童の保護者	670件	585件	87.3%

(4) ニーズ調査結果のまとめ

①地域で安心して出産、子育てできる環境づくり

就学前児童保護者調査では、子どもの発達の悩みがあって悩んだとき、医療機関や公共機関に受診や相談をしたかについては、「受診や相談することができた」が46.6%となっています。また、受診や相談をした人の相談先では、「保健センター」が61.5%、「医療機関」が52.9%、「発育支援センター」が12.9%、「子育てセンター」が9.7%となっていることから、「保健センター」の対応が重要となっています。

さらに、核家族化の進行や地域社会の変化により、身近に相談相手がないことで、妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

子どもの健やかな成長のためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。そのため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制を整えるため、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

②幼児期の教育・保育の充実の必要性

就学前児童保護者調査によると4割の母親が就労している状況です。また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

女性の年齢別労働力率における「M字曲線」の谷の部分の減少、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの需要が高まることが考えられます。そのため、今後の子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

また、こうした中で働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させる必要があります。

③地域連携による子育て支援の必要性

放課後児童クラブ（学童保育室）については、国の「新・放課後子ども総合プラン」で、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等が定められており、近年の女性就業率の上昇やニーズ調査からも、引き続き利用意向が高まることが想定されます。また、子どもの成長とともに放課後の過ごし方が多様化している中で、子どもが安全・安心に過ごせる場や異年齢の子どもや地域の大人たちと交流する機会など、総合的な放課後児童対策としての放課後子ども教室[※]が果たす役割は大きくなっています。

放課後の子どもの居場所づくりについては、放課後児童クラブと放課後子ども教室[※]の両事業の計画的な推進が必要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもにやさしいまちづくり」 ～安心して子どもを生み 育てることができるまち～

鶴ヶ島市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を上記のとおり掲げます。

本計画は、第1期計画の基本理念を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援法[※]に基づく計画策定に係る国の基本指針、第6次鶴ヶ島市総合計画の基本構想を踏まえ作成します。

子ども・子育て支援法[※]に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、児童の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

鶴ヶ島市は、緑が多く残り、平坦な地形で、これまで自然災害の被害が少ない、子育て世代にとって非常に住みやすい環境にあります。こうした条件の中で、すべての子育て家庭を地域全体で応援することによって、子どもが健やかに育ち、喜びと楽しみをもって子育てができるやさしいまちをつくります。

2 基本目標

子ども・子育て支援法[※]の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

また、第6次鶴ヶ島市総合計画の子育て支援に係る施策との整合性を図りつつ、地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期からの母子保健の施策を加えた4つの基本目標を掲げ、事業に取り組みます。

基本目標 1 子ども・家庭への支援の充実

子育て家庭の孤立化が生じないように、気軽に相談できる場の確保など、子育て家庭が安心して相談できる支援体制の充実を図ります。

また、すべての子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

基本目標 2 地域連携による子育て支援の充実

身近な地域における交流の場の充実など、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、学童保育室と放課後子ども教室[※]の充実を図るとともに、次代を担う子どもの健全育成に取り組みます。

基本目標 3 幼児教育・保育の充実

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

基本目標 4 鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実を通じた切れ目のない支援を推進します。

3 計画の体系

基本理念	取組	施策	施策の内容等
子どもにやさしいまちづくり 安心して子どもを生み育てることができるまち	基本目標	基本目標 1 子ども・家庭への支援の充実	1 市民が安心して相談できる支援体制の強化 2 児童虐待防止の取組の推進 3 配慮が必要な子どもの支援 4 子育て家庭への経済的支援や子どもの貧困対策の推進
		基本目標 2 地域連携による子育て支援の充実	1 学童保育の充実 2 地域の子育て支援の充実 3 青少年の健全育成の推進
		基本目標 3 幼児教育・保育の充実	1 子どもが健全で心豊かに成長できる環境づくりの推進 2 多様な保育サービスの推進 3 認定こども園、保育所、地域型保育施設などの計画的な整備 4 保育環境の充実
		基本目標 4 鶴ヶ島版ネウボウを柱とした切れ目のない母子保健の充実	1 子どもを望む方及び妊娠・出産期の支援の推進 2 子どもと親の健康を保持するための環境の充実
	重点施策	重点施策 1 教育・保育の量の見込と確保方策	1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保
		重点施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実	1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業等 6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 8 一時預かり事業 9 延長保育事業（時間外保育事業） 10 病児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（学童保育室） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
		重点施策 3 新・放課後子ども総合プランの推進	1 学童保育室の目標事業量 2 一体型の学童保育室及び放課後子ども教室の目標事業量 3 放課後子ども教室の整備計画 4 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に関する方策 5 小学校の余裕教室等の活用に関する方策 6 教育委員会と福祉部局の連携に関する方策 7 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 8 学童保育室の開所時間の延長に係る取組 9 学童保育室の役割をさらに向上させていくための方策 10 学童保育室の育成支援の内容に関する周知の推進方策
		重点施策 4 子どもの貧困対策の推進	1 教育の支援 2 生活の支援 3 保護者の就労支援 4 経済的支援

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 施策の方向性

本計画では、これまで推進してきた「鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」と「子ども・子育て支援新制度[※]」における子育て支援施策を踏まえ、次の4つの基本目標と13の施策の方向性を掲げます。

それぞれの施策の現状と課題を整理したうえで、今後の方向性を定め、総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 子ども・家庭への支援の充実

- 1 児童・家庭総合相談窓口の充実などにより、市民が安心して相談できる支援体制を強化します。
- 2 要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、児童虐待防止の取組を推進します。
- 3 関係機関との連携により、配慮が必要な子どもを支援します。
- 4 子育て家庭の負担軽減に向けた経済支援や、子どもの貧困対策を推進します。

基本目標2 地域連携による子育て支援の充実

- 1 利用希望児童数の変化に応じた学童保育室の整備などにより、学童保育の充実に図ります。
- 2 地域の多様な主体による連携を進め、地域の子育て支援の充実に図ります。
- 3 家庭・学校・地域との連携により、青少年の健全育成を推進します。

基本目標3 幼児教育・保育の充実

- 1 子どもが健全で心豊かに成長できるよう、幼児期の教育・保育を総合的に支援します。
- 2 一時預かりや病児保育など、多様な保育サービスを推進します。
- 3 認定こども園、保育所、地域型保育施設などを計画的に整備します。
- 4 質の高い保育サービスの継続のため、保育環境の充実に図ります。

基本目標4 鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実

- 1 当事者の気持ちを受け止め寄り添いながら、子どもを望む方及び妊娠・出産期の支援を進めます。
- 2 健診や訪問、相談等を中心に、子どもと親の健康を保持するための環境の充実に図ります。

2 推進指標

指 標		現状値	目標値	指標の説明 ()内は関連する事業番号
		平成 30 年度	令和 6 年度	
基本目標 1 子ども・家庭への支援の充実				
①	子ども家庭総合支援拠点の開設	未設置	設置	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援の取組状況を表す指標です。(1)
②	ネウボラ相談件数	1,334 件	1,400 件	子育て相談への対応状況を表す指標です。(2)
基本目標 2 地域連携による子育て支援の充実				
③	学童保育室の待機児童※数	0 人 (H31.4.1 現在)	0 人 (R7.4.1 現在)	学童期における、共働きやひとり親世帯の児童の安心・安全な居場所の整備状況を表す指標です。(30)
④	ファミリー・サポート・センター事業の年間利用件数	831 件	772 件	地域の身近な助け合いによる子育て支援の充実状況を表す指標です。(33)
基本目標 3 幼児教育・保育の充実				
⑤	認定こども園の設置数	1 施設	2 施設	保護者の多様なニーズに合わせた保育環境の整備状況を表す指標です。(56)
⑥	認可保育園の国基準の待機児童※数	0 人 (H31.4.1 現在)	0 人 (R7.4.1 現在)	乳幼児期における、共働きやひとり親世帯の児童の安心・安全な居場所の整備状況を表す指標です。(57・58・59)
基本目標 4 鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実				
⑦	こんにちは赤ちゃん訪問等による養育環境の把握率	100%	100%	子育て家庭の養育環境の把握状況を表す指標です。(68)
⑧	子育て交流サロン「ようこそ鶴ヶ島で子育て」の参加者数	45 人	90 人	孤立しない子育て環境の整備状況を表す指標です。(71)

推進指標の値は原則として、現状値が平成30年度実績、目標値が令和6年度実績とし、それ以外の場合は、時点を記載しています。計画期間内に達成を目指す目標数値を掲げ、計画の進行管理を行うための「ものさし」として活用します。

基本目標 1 子ども・家庭への支援の充実

1 児童・家庭総合相談窓口の充実などにより、市民が安心して相談できる支援体制を強化します。

子育て支援関連の事業やサービス、子育て支援施設・団体等の情報を一元化し、利用者に分かりやすい情報提供を行うとともに、子育てに関して気軽に相談できる環境が必要です。第1期計画期間中にスタートした「鶴ヶ島版ネウボラ」や「児童・家庭総合相談窓口」を中心に、情報の提供と相談支援体制を強化します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<p>子ども家庭総合支援拠点の開設</p> <p>平成30年度に開設した児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和3年度末までに開設する。</p>	こども支援課 保健センター
2	<p>利用者支援事業の推進</p> <p>平成29年度から開始した「鶴ヶ島版ネウボラ」を中心に、妊婦・母子の状況を継続的に把握し、総合的な情報提供と必要に応じた助言等を行う。</p>	こども支援課 保健センター
3	<p>家庭児童相談の推進</p> <p>家庭における児童の問題、児童の心身の発達、子育ての不安及び家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じる。</p>	こども支援課
4	<p>ドメスティック・バイオレンス（DV）※の相談支援体制の推進</p> <p>DV※の相談に適切に対応し被害を防止するため、相談者の支援体制の充実を図る。</p>	こども支援課 女性センター
5	<p>子育てガイドブックの発行</p> <p>子育て家庭に対する情報提供のため、市内の子育てに係る様々な情報を掲載した育児情報誌を、官民連携により発行する。</p>	こども支援課
6	<p>子ども・子育て情報の提供</p> <p>広報紙やホームページ、SNSなど様々なメディアを活用し、子ども・子育てに関する便利で役立つ情報を発信する。</p>	秘書広報課 こども支援課 保健センター

2 要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、児童虐待防止の取組を推進します。

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にも虐待相談件数は増加しています。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

本市では、これまでこども支援課が中心となり、児童相談所、保健所、保健センター、教育委員会などの行政機関や、民生委員・児童委員^{*}などの地域の協力によって、さまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

引き続き、児童虐待により傷付く児童のないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
7	要保護児童対策地域協議会の運営 児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応する。	こども支援課
8	児童虐待防止に関する意識の啓発 児童虐待防止に関する意識の啓発を図るため、講演会や研修会の充実を図るとともに、広報やホームページ等を通じ児童虐待防止意識を啓発する。	こども支援課
9	育児支援事業の充実 子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な家庭に訪問員を派遣し、育児や家事等の援助、育児相談を行い、家庭での安定した児童の養育などを支援する。	こども支援課 保健センター
10	子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進 保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育を行う。	こども支援課

3 関係機関との連携により、配慮が必要な子どもを支援します。

発達の遅れや障害のある子どもへの支援については、「鶴ヶ島市障害者支援計画」に基づき、各種の施策を実施しています。障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
11	発達障害などの障害の早期発見と相談支援体制の充実 親や子どもの発達障害等が原因で子どもの養育が困難な家庭に対し、相談対応やサービス・施設等の情報提供を行い、障害の早期発見と早期判定ができるよう支援体制の充実を図る。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
12	発育支援センター事業の充実 心身に障害または発達に遅れのある児童に対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団での適応性を高めるため、通所指導や外来指導、親子教室などを実施する。	こども支援課
13	幼児期の教育・保育施設への障害のある子の受け入れ体制の充実 幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等のほか、障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある子の受け入れの充実を図る。	こども支援課 障害者福祉課
14	学童保育室への障害のある子の受け入れ体制の充実 学童保育運営事業者や障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある小学生の放課後対策として、学童保育室への受け入れの充実を図る。	こども支援課 障害者福祉課
15	特別支援学校在学児の学童保育室への受け入れに伴う運営支援 特別支援学校に通う子どもの放課後対策として、市内学童保育室への運営費補助を行う。	こども支援課
16	子どもの発達に不安を抱える保護者への支援の充実 子どもの特性を理解してより良い関わり方を学んでもらい、家族対応力の強化を図るため、ペアレントトレーニング講座を実施する。	障害者福祉課

4 子育て家庭の負担軽減に向けた経済的支援や、子どもの貧困対策を推進します。

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯の保護者は、その子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
17	児童手当の支給 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、中学校修了までの児童を養育する保護者に児童手当を支給する。	こども支援課
18	こども医療費の助成 保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもが安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課
19	児童扶養手当等の支給 ひとり親家庭や保護者が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。	こども支援課 障害者福祉課
20	ひとり親家庭等医療費の助成 ひとり親家庭等の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることができるように、医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課 障害者福祉課
21	ひとり親家庭への各種助成制度の周知 対象者を的確に把握し、制度の周知を図る。	こども支援課
22	ひとり親家庭の就労支援 ひとり親家庭の就労による自立をサポートするため、情報の提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給等を行う。	こども支援課

	事業名・事業概要	所管課
23	母子寡婦福祉団体の活動支援 母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子寡婦福祉団体が実施する母子寡婦福祉事業活動への支援を行う。	こども支援課
24	児童・生徒就学援助事業の推進 経済的な理由により就学困難と認められる場合、学齢児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品等の一部を援助する。	学校教育課
25	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の推進 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援を実施する。	福祉政策課 こども支援課
26	子ども食堂等の運営支援 地域の団体が実施する「子ども食堂」の運営を支援する。	こども支援課
27	特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額が一定額以下である場合、給食費や学用品等の一部を援助する。	学校教育課
28	入学準備金貸付制度の推進 高校や大学等に進学する意欲をもちながら経済的な理由で就学が困難な人のため、入学に必要な費用の一部について無利子での貸し付けを行う。	学校教育課



基本目標 2 地域連携による子育て支援の充実

1 利用希望児童数の変化に応じた学童保育室の整備などにより、学童保育の充実を図ります。

すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国から「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]の計画的な整備の方向性が示されています。

共働き世帯の増加により、学童保育室の利用を希望する児童の割合が増加しており、変化に応じた学童保育室の整備や、保護者の就労の有無に関わらない放課後子ども教室[※]など児童の安心・安全な居場所づくりが求められています。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
29	学童保育室の運営支援 学童保育室が適切に運営されるよう支援する。	こども支援課
30	学童保育室の整備 放課後児童健全育成事業 [※] の設備及び運営に関する基準に関する条例に基づき、利用希望児童数の変化に対応した学童保育室の整備を行う。	こども支援課
31	放課後の居場所づくりの推進 全ての児童を対象として、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に体験、交流及び学習活動の機会を提供する放課後子ども教室 [※] を推進する。	生涯学習スポーツ課 地域活動推進課 こども支援課

2 地域の多様な主体による連携を進め、地域の子育て支援の充実を図ります。

子どもを育てる基本は家庭にあります。核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、家庭での育児力の低下が懸念されるとともに、近所づきあいの希薄化による子育て家庭の孤立化、情報不足なども問題となっています。

そのため、今後も引き続き、子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、地域の協力を得ながら、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組めます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
32	地域子育て支援拠点事業の推進 子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子の交流の場・地域との交流の場として、子育てセンター・つどいの広場事業を行う。	こども支援課
33	ファミリー・サポート・センター事業の支援 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	こども支援課
34	地域における子育て活動への支援 地域の多様な主体が、積極的に子育て活動を進めるため、市民提案による協働事業制度の運用や主体間の連携支援などを行う。	地域活動推進課
35	赤ちゃんの駅の充実 (県との連携事業) 乳幼児を連れて保護者が安心して外出できる環境を整備するため、公共施設や商業施設の協力を得て、授乳の場やミルクのお湯などを提供する赤ちゃんの駅の拡充に努める。	こども支援課
36	パパ・ママ応援ショップの周知 (県との連携事業) 中学生までの子どもまたは妊婦のいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業の周知を図る。	こども支援課

3 家庭・学校・地域との連携により、青少年の健全育成を推進します。

子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるような環境が必要です。家庭、学校、地域、行政が連携し、それぞれの機能を発揮し、地域社会全体で青少年の健全な育ちを支える環境づくりを推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
37	児童館事業の推進 子どもの居場所、自主的な活動の場として、関係団体と連携し様々な事業を実施する。	こども支援課 (児童館)
38	青少年健全育成団体の活動支援 市青少年健全育成連絡協議会、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、非行・薬物濫用防止啓発活動や簡易広告物除却活動などを実施する。	こども支援課
39	子どもの自由な遊び場づくりの支援 地域支え合い協議会などが行う、プレーパーク等の自由な遊び場づくりを支援する。	地域活動推進課
40	幼児期の教育・保育施設及び小学校による連携の推進 児童の生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の幼児期の教育・保育施設及び小学校が連携し、円滑な情報交換等が図れるよう必要な支援を行う。	教育センター こども支援課
41	家庭教育の支援 子どもを支え育む地域づくりを進めるため、小・中学校PTA等が実施する家庭教育に関する講座の開催を支援する。	生涯学習スポーツ課
42	防犯対策の推進 警察をはじめ、関係機関と連携し、青色防犯パトロール、学校の防犯活動、こどもSOSの家、メール配信サービス、薬物乱用防止対策などを推進する。	安心安全推進課 学校教育課
43	交通安全教室の実施 子どもを交通事故から守るため、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、歩行者及び自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させる。	安心安全推進課
44	身近な公園の整備 公園遊具の改修・更新など、公園施設等の適切な維持管理や長寿命化対策により、安全・安心で利便性の高い公園づくりを推進する。	都市施設保全課

基本目標 3 幼児教育・保育の充実

1 子どもが健全で心豊かに成長できるよう、幼児期の教育・保育を総合的に支援します。

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
45	<u>教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援</u> 低年齢児を対象とする地域型保育事業を利用する子どもが、卒園後も継続して適切な教育・保育を受けられるよう、連携施設の確保や情報連携等の支援に取り組む。	こども支援課
46	<u>産前産後休業・育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援の実施</u> 産前産後休業及び育児休業期間における施設利用に関する情報提供や相談体制について周知を図り、保護者の円滑な職場復帰を支援する。	こども支援課
47	<u>男女共同参画の意識づくり</u> 男女共同参画の意識づくりを推進するため、男女共同参画週間行事を開催する。また、年間を通して講座、展示等を開催する。	女性センター
48	<u>ワーク・ライフ・バランスの普及</u> ワーク・ライフ・バランスの普及を推進するため、市民や企業に対し、啓発のためのセミナー等を開催する。	女性センター
49	<u>父親の育児参加の支援</u> 父親の育児参加を支援するため、子どもとの遊びをテーマにした事業を児童館や地域子育て支援拠点等で実施し、交流機会の提供や啓発を行う。	こども支援課 女性センター

2 一時預かりや病児保育など、多様な保育サービスを推進します。

女性の就業率の変化などから、安心して仕事と子育てを両立できる環境が求められています。様々なニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
50	<u>幼稚園における預かり保育の周知</u> 幼稚園の預かり保育について、制度の周知を図る。	こども支援課
51	<u>時間外保育事業（保育所）の推進</u> 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者の保育ニーズに対応するため、通常保育時間（7時～18時）を超えて保育する。	こども支援課
52	<u>一時預かり事業（保育所）の推進</u> 保護者の通院、社会的事業などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施する。	こども支援課
53	<u>休日保育事業の推進</u> 共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、休日における保育需要が高まっていることを受け、日曜、祝日に保育を実施する。	こども支援課
54	<u>保育ステーション事業の推進</u> 仕事と子育ての両立支援のため、若葉駅構内で保育ステーション事業を実施する。	こども支援課
55	<u>病児・病後児保育事業の拡充</u> 病児・病後児の保育ニーズに対応する事業を拡充する。	こども支援課

3 認定こども園、保育所、地域型保育施設などを計画的に整備します。

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。また、離婚率の上昇などからひとり親家庭は増加傾向にあります。子育て家庭においても、就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

保護者の高い就労意欲を踏まえ、広く市民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実を図り、待機児童^{*}ゼロの達成及び維持に努めます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
56	<u>認定こども園の普及促進</u> 幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもつ認定こども園の普及を図る。	こども支援課
57	<u>認可保育園の受け入れ児童の拡大</u> 保育所を計画的に整備するなどし、待機児童 [*] が発生しない状況を継続する。	こども支援課
58	<u>特定教育・保育施設[*]の計画的な整備</u> 保育所・認定こども園等を計画的に整備し、待機児童 [*] が発生しない状況を継続する。	こども支援課
59	<u>地域型保育事業の計画的な整備</u> 地域型保育事業等を計画的に整備し、低年齢児の定員の拡大を図る。	こども支援課



4 質の高い保育サービスの継続のため、保育環境の充実を図ります。

保育環境の充実には、施設整備や人的配置の量的確保だけでなく、保育の内容や方法などのサービスの質的向上が必要です。

このため、保育者の確保及び研修などによる組織力の向上を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
60	教育・保育事業従事者の確保と資質向上の取組 拡充が見込まれる教育・保育に従事する職員の確保と施設に従事する職員の資質の向上に取り組む。	こども支援課
61	民間保育園の運営支援の実施 民間保育園の適切な運営を図るために、必要な指導や助言、助成を行う。	こども支援課



基本目標 4 鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実

1 当事者の気持ちを受け止め寄り添いながら、子どもを望む方及び妊娠・出産期の支援を進めます。

妊娠・出産期から支援を始めることは、児童虐待のリスクの軽減にもつながります。当事者の不安な気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切なサービス提供を行い、子どもを望む方及び妊娠・出産期の支援を進めます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
62	子どもを望む方への支援の推進 不妊治療や不妊検査、不育症検査を受けた夫婦を対象に各種の助成を行う。	保健センター
63	妊娠や出産への不安や悩みに対するケアの推進 予期しない妊娠による戸惑いや悩みを抱える妊婦とその家族に対して、保健師や助産師が相談に応じる。	保健センター
64	出産準備情報の提供 母子健康手帳交付の際、妊娠、出産、育児に関する情報を提供する。	保健センター
65	妊婦健康診査の実施 妊娠中の疾病や異常の早期発見に資するため、妊婦健康診査を実施する。	保健センター
66	両親学級への参加促進 母性の健康保持と増進、母子保健に関する知識普及のために両親対象に実施している「ゆりかご教室」への参加を促進し、両親で共に行う子育ての啓発を行う。	保健センター
67	若年や多胎等の妊婦への支援 出産・育児に対し、不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦、外国人妊婦、未入籍妊婦等に対し、相談支援を実施する。	保健センター

2 健診や訪問、相談等を中心に、子どもと親の健康を保持するための環境の充実に図ります。

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中において、全ての親が、安心して育児を行い、子どもとともに心身ともに健康に生活していくことができるよう、健康診査や保健指導等の推進により環境の充実に図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
68	こんにちは赤ちゃん訪問の推進 子育ての孤立化防止や健康支援を行うことを目的に、生後4か月児までの乳児のいる全世帯を訪問し、子育てに必要な情報提供などを行う。	保健センター
69	産後ケアの実施 家族から家事・育児のサポートが受けられない、育児に不安がある等の母親に対して、助産院を利用して育児の相談や授乳指導を実施する。	保健センター
70	乳幼児健康診査の実施 乳幼児の成長・発達の重要な月齢に集団健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安をもつ親に対する相談を行う。また、未受診児の状況把握に努め、必要に応じ適切な支援を行う。	保健センター
71	子育て交流サロンの実施 地域で孤立しやすい親子が、参加者同士交流することにより、育児の不安が和らぎ、子育ての楽しさを感じられるよう、子育て交流サロンを行う。	保健センター
72	発育・発達・育児相談の実施 乳幼児健康診査や親子相談事業等において、乳幼児の発育・発達に関する相談や親の育児相談を行い、必要に応じ適切な支援を行う。	保健センター
73	予防接種の実施 感染症予防のため、子どもにとって望ましい時期に医療機関において実施する。	保健センター
74	保健・医療・福祉・教育の連携 子どもの発育・発達の遅れや親の育児不安等がある人に対し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行う。	保健センター
75	歯科保健指導の実施 歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と歯科疾患の予防を目的に、妊娠期、乳幼児期、学童期において、歯科保健指導を実施する。	保健センター

	事業名・事業概要	所管課
76	<u>妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施</u> 適切な食習慣の確立を図ることを目的に、妊娠期、乳幼児期における栄養相談・指導を実施する。	保健センター
77	<u>乳幼児の事故防止対策の啓発</u> 様々な機会を捉え、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群予防のための普及啓発を行う。	保健センター
78	<u>小児救急医療体制への支援</u> 初期及び第二次救急医療に関わる小児救急医療体制の確保に努める。	保健センター
79	<u>保護者の健康相談の実施</u> 乳幼児健康診査時等の機会を捉え、保護者の健康問題についての相談を行う。	保健センター



第5章 重点施策の推進

1 教育・保育提供区域[※]の設定と推計児童数

子ども・子育て支援法[※]に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章の重点施策1及び2では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、市が児童の保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援サービスの概要図



(1) 教育・保育提供区域[※]の設定について

「教育・保育提供区域[※]」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるにあたっての、単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

本市の教育・保育の提供区域については、①市域が 17.65 平方キロメートルと比較的狭く、居住地区を越えた施設利用の実態があること、②居住地域ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができること、③市民にとってわかりやすい区域であることなどから、「市全域」を 1 区域として設定します。ただし、学童保育室については、8つの小学校区ごとに分かれて入室しているため、8区域（小学校区）に分けて見込み量と確保提供数を記載します。

■本市の教育・保育提供区域[※]

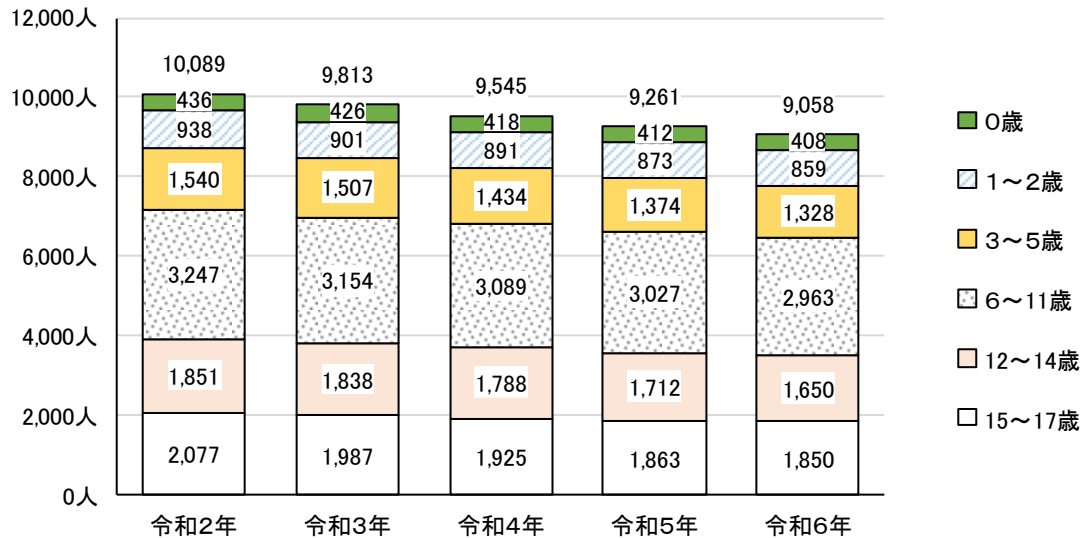
事業及び対象年齢			教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、 妊婦	
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 1～6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳、 1～6年生	
放課後児童健全育成事業 [※] （学童保育室）	1～6年生	小学校区	

(2) 推計児童数について

本計画の対象となる推計児童数については、平成 27 年から平成 31 年までの住民基本台帳人口データ（各年 4 月 1 日現在）を用いて、コーホート変化率法※¹により、計画の最終年度である令和 6 年までの推計を行いました。

0 歳から 17 歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和 2 年の 10,089 人から令和 6 年には 9,058 人となり、1,031 人の減少が見込まれます。

■ 推計児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※ 第 6 次鶴ヶ島市総合計画の基本構想では、10 年後に目標とする将来人口について、基本構想に掲げる重点戦略の推進により、国勢調査人口などのデータをもとにした人口推計を約 1000 人上回る 68,000 人としている。しかし、上記推計児童数への影響が不明確であるため、本計画には反映させないこととした。

※¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

重点施策 1 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園 特定地域型保育事業※
		3号認定 (保育短時間認定)	

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定）

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳
利用実績	995	929	905	865	846

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み (必要利用 定員総数)	860	827	866	866	866
確保方策	1,645	1,605	1,668	1,656	1,656
特定教育・ 保育施設	115	115	115	103	103
未移行 幼稚園	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
広域利用※ (市外)	175	135	198	198	198
過不足	785	778	802	790	790

※確保方策の広域利用は、川越市、毛呂山町などの市外利用確保分として見込んでいます。



(2) 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業※等（2号、3号認定）

(単位：人)

区分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳
利用実績	667	64	337	694	64	325	698	72	352
区分	平成 30 年度			令和元年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳			
利用実績	720	85	382	683	85	382			

(単位：人)

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳
量の見込み (必要利用 定員総数)	678	97	422	678	93	424	644	92	423
確保方策	667	94	422	667	94	422	667	94	422
特定教育・ 保育施設	611	63	299	611	63	299	611	63	299
特定地域型 保育事業		21	81		21	81		21	81
認可外保育 施設※	13	6	24	13	6	24	13	6	24
広域利用※ (市外)	43	4	18	43	4	18	43	4	18
過不足	△11	△3	0	△11	1	△2	23	2	△1

区分	令和 5 年度			令和 6 年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3~5歳	0歳	1,2歳	3~5歳	0歳	1,2歳			
量の見込み (必要利用 定員総数)	644	95	426	644	96	432			
確保方策	659	94	422	659	94	422			
特定教育・ 保育施設	603	63	299	603	63	299			
特定地域型 保育事業		21	81		21	81			
認可外保育 施設※	13	6	24	13	6	24			
広域利用※ (市外)	43	4	18	43	4	18			
過不足	15	△1	△4	15	△2	△10			

※確保方策の広域利用は、川越市、毛呂山町などの市外利用確保分として見込んでいます。

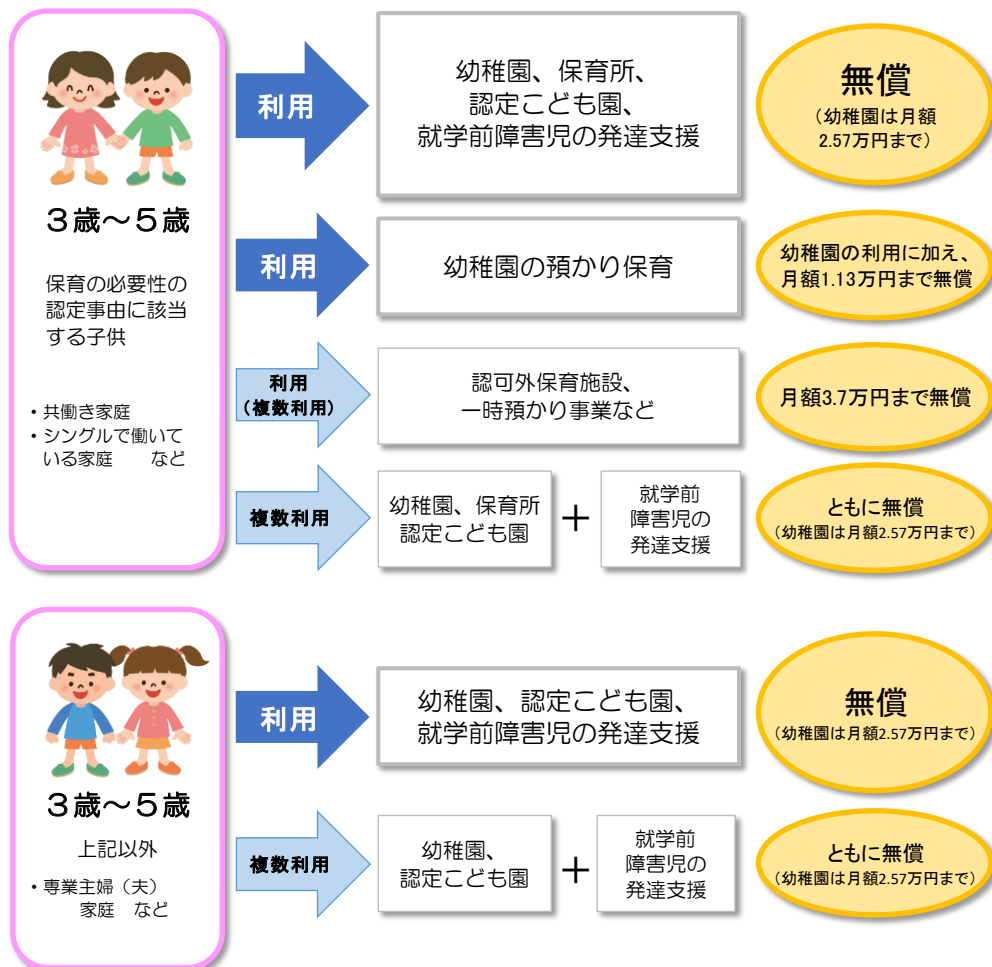
【現状】

- ・ 保育所（園）の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、**入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。**

【量の見込みと確保方策】

- ・ 第1期計画における実績及びニーズ調査結果から必要な量の見込みを算出しました。
- ・ 3歳から5歳児は、幼稚園、保育所（園）、認定こども園のいずれかを利用できている状況です。保育ニーズが高まっている中、認定こども園の教育標準時間前後における幼稚園型一時預かり事業の利用で補えています。
- ・ 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育所（園）及び認定こども園等において、保育利用定員の確保を図ります。
- ・ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化のイメージ



(1) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(2) 市が行う支援

幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

(3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、全埼玉私立幼稚園連合会の幼児教育センター等を活用し、教育・保育に関する専門性を有する家庭教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業を行う者が情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より開始した子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携して実施していきます。

(7) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、児童の保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

重点施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

- 平成 29 年 4 月より「鶴ヶ島版ネウボラ」をスタートしました。こども支援課に「基本型」を、保健センターに「母子保健型」を開設し、両者の日常的な連携により事業を推進しています。

(単位：か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基本型	0	0	1	1	1
母子保健型	0	0	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

- 引き続き現在の体制で事業を推進していきます。

(単位：か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

- ・「子育て支援センター」が3か所と「つどいの広場」が2か所あります。それぞれ、子育てに関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行っています。

(単位：人回/年、か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	15,219	15,451	12,978	15,176	15,200
実施か所数	5	5	5	5	5

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

- ・令和 2 年度中に 1 か所が新たに追加され、提供体制の充実を図ります。

(単位：人回/年、か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	15,848	17,000	18,440	18,440	18,440
確保方策	15,848	17,000	18,440	18,440	18,440
か所数	6	6	6	6	6

3 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

- ・妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦健康診査の費用を助成する事業です。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	549	451	475	438	438

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

- ・国の法令等に従い、適切に妊婦健康診査事業を実施します。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	436	426	418	412	408
確保方策	436	426	418	412	408



4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師・赤ちゃん訪問員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	482	479	474	410	423

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	436	426	418	412	408
確保方策	436	426	418	412	408



5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

(1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	148	498	806	806	806

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	810	810	810	810	810
確保方策	810	810	810	810	810

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関が中心となり、地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合等に、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

【現状】

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	0	0	4	10	10

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、関係機関と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

【現状】

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績（未）	390	441	227	270	299
利用実績（就）	512	505	463	561	474

※令和元年度は見込値

※（未）は未就学児、（就）は就学児を表す

【量の見込みと確保方策】

①未就学児

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	300	292	282	274	267
確保方策	300	292	282	274	267

②就学児

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	553	537	526	515	505
確保方策	553	537	526	515	505

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

（１）幼稚園在園児を対象とした一時預かり

【現状】

（単位：人日/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	26,727	29,529	31,520	30,601	30,800

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	30,452	32,180	32,887	33,681	34,651
提供体制	30,452	32,180	32,887	33,681	34,651

（２）保育所（園）その他の場所での一時預かり

【現状】

（単位：人日/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	5,483	5,838	5,192	4,939	5,300

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5,257	5,113	4,949	4,797	4,682
確保方策	5,257	5,113	4,949	4,797	4,682

9 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	684	646	693	623	630

※令和元年度は見込値

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	636	640	641	642	647
確保方策	636	640	641	642	647

10 病児保育事業

病気の子どもが保育所等での集団保育が困難な時、病院と併設された保育施設等で一時的に保育を行う事業です。

【現状】

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	-	-	584	625	625
病児保育事業			584	625	625
ファミリー・サポート・センター*	0	0	0	0	0

※令和元年度は見込値

*病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	630	616	630	633	636
確保方策	630	616	630	633	636
病児保育事業	625	611	625	628	631
ファミリー・サポート・センター	5	5	5	5	5

11 放課後児童健全育成事業※（学童保育室）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	772	800	863	841	863
1～3年生	510	527	562	548	561
4～6年生	262	273	301	293	302

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	868	872	888	903	915
1～3年生	565	566	575	582	588
4～6年生	303	306	313	321	327
確保方策	868	872	888	903	915
1～3年生	565	566	575	582	588
4～6年生	303	306	313	321	327

【提供区域（小学校区）ごとの量の見込みと確保方策】

①鶴ヶ島第一小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	102	104	110	110
1～3年生	63	63	64	68	68
4～6年生	37	39	40	42	42
確保方策	100	102	104	110	110
1～3年生	63	63	64	68	68
4～6年生	37	39	40	42	42

②鶴ヶ島第二小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	78	80	78	78	73
1～3年生	48	49	48	47	44
4～6年生	30	31	30	31	29
確保方策	78	80	78	78	73
1～3年生	48	49	48	47	44
4～6年生	30	31	30	31	29

③新町小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	123	119	117	120	120
1～3年生	72	69	68	68	68
4～6年生	51	50	49	52	52
確保方策	123	119	117	120	120
1～3年生	72	69	68	68	68
4～6年生	51	50	49	52	52

④杉下小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	136	141	152	154	164
1～3年生	87	90	97	98	104
4～6年生	49	51	55	56	60
確保方策	136	141	152	154	164
1～3年生	87	90	97	98	104
4～6年生	49	51	55	56	60

⑤長久保小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	94	96	102	104	103
1～3年生	67	68	72	73	72
4～6年生	27	28	30	31	31
確保方策	94	96	102	104	103
1～3年生	67	68	72	73	72
4～6年生	27	28	30	31	31

⑥栄小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	98	101	101	102
1～3年生	63	62	64	63	63
4～6年生	37	36	37	38	39
確保方策	100	98	101	101	102
1～3年生	63	62	64	63	63
4～6年生	37	36	37	38	39

⑦藤小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	137	135	133	132	134
1～3年生	93	92	91	90	91
4～6年生	44	43	42	42	43
確保方策	137	135	133	132	134
1～3年生	93	92	91	90	91
4～6年生	44	43	42	42	43

⑧南小学校区

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	101	101	104	109
1～3年生	71	71	71	72	74
4～6年生	29	29	30	32	35
確保方策	100	101	101	104	109
1～3年生	71	71	71	72	74
4～6年生	29	29	30	32	35

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設[※]等において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

【現状】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法[※]で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助事業が追加されたことを受け、令和元年10月より事業を実施しています。

【確保方策】

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設[※]等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設[※]等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

重点施策3 新・放課後子ども総合プランの推進

1 新・放課後子ども総合プランについて

(1) 趣旨・目的

新・放課後子ども総合プラン（以下「新プラン」という）は、共働き家庭等の「小1の壁[※]」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び地域住民等の参画を得て行う放課後子ども教室[※]の計画的な整備等を進めることを目的としています。

(2) 背景

平成26年7月に厚生労働省と文部科学省の連携のもとに策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分の整備が順調に進むなど、大きく伸びていますが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁[※]」を打破するとともに待機児童[※]を解消するための放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっています。

また、全国の全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目標としてきましたが、目標への到達は果たしていません。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例もみられます。

このため、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、国は、両事業の連携を前提とした、2019年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定することとしました。

(3) 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進めます。

- ①放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童[※]の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 30 万人分の整備を図る。
- ②全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]について、引き続き 1 万か所以上で実施することを目指す。
- ③新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室[※]を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2 放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室[※]の実施状況

（1）放課後児童クラブ（学童保育室）の状況

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

【現状】

市内8小学校区ごとに児童が入室する放課後児童クラブ（学童保育室）があり、小学校の敷地内または近接した場所に設置しています。

市内8小学校区に、現在14か所の学童保育室を設置し、事業を行っています。

児童数の増加が見込まれる小学校区の学童保育室については、入室児童の受け入れのため、計画的に施設の整備を行っていく必要があります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、運営していくこととなります。



■学童保育室一覧

	施設名(対象学区)	実施時間	対象児童
1	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	平日 下校時－18:00 (延長保育 20:00 まで) 土曜日 7:30－18:00 夏休み等 7:30－20:00 ※日曜日、祝日および年末年始(12月29日 から1月3日)はお休みになります。	小学1～6年生
2	ありんこクラブ (杉下小学校区)		
3	第2ありんこクラブ (杉下小学校区)		
4	ひまわりクラブA (新町小学校区)		
5	ひまわりクラブB (新町小学校区)		
6	ひまわりクラブC (新町小学校区)		
7	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)		
8	つくしんぼクラブ (藤小学校区)		
9	第2つくしんぼクラブ (藤小学校区)		
10	つばきやまクラブ (栄小学校区)		
11	もみじやまクラブ (栄小学校区)		
12	はちまんクラブ (長久保小学校区)		
13	第2はちまんクラブ (長久保小学校区)		
14	たんていクラブ (南小学校区)	平日 下校時－18:00 (延長保育 19:00 まで) 土曜日 7:30－15:30 夏休み等 7:30－19:00 ※日曜日、祝日および年末年始(12月29日 から1月4日)はお休みになります。	

(2) 放課後子ども教室[※]の状況

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験、交流活動などの機会を提供します。

【現状】

- 市内 8 小学校の特別教室において放課後のびのび算数教室を、7 小学校区で小学校の敷地内又は市民センターにおいて子どもサロンを、また、2 か所の市民センターにおいて学習サロンを実施しており、全ての小学校区で、合計 17 か所の放課後子ども教室[※]を行っています。
- 全ての放課後子ども教室[※]において、放課後児童クラブ（学童保育室）の児童が参加できる共通のプログラムを実施しています。
- 放課後等の子どもたちの居場所づくりの充実を図るために、引き続き、学校と地域の連携・協力による放課後子ども教室[※]の整備を進めていく必要があります。

■放課後子ども教室[※]一覧

	施設名(対象学区)	実施時間	対象児童	一体型・ 連携型
1	放課後のびのび算数教室 (鶴ヶ島第一小学校区)	①火曜日 15:45 - 16:30 水曜日、金曜日 14:50 - 16:30 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(4日間) 9:00 - 12:00	2～6年生 ※夏休みは 3～6年生	一体型
2	放課後のびのび算数教室 (鶴ヶ島第二小学校区)	①火曜日 15:55 - 16:35 水曜日～金曜日 14:55 - 16:35 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(10日間) 9:00 - 12:00	2～6年生 ※夏休みは 3～6年生	一体型
3	放課後のびのび算数教室 (新町小学校区)	①火曜日、水曜日 15:50 - 16:35 木曜日 15:00 - 15:45 金曜日 15:30 - 16:15 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(3日間) 9:00 - 10:10	3～6年生 ※夏休みは 2～6年生	一体型
4	放課後のびのび算数教室 (杉下小学校区)	①月曜日～木曜日 14:45 - 15:30 金曜日 14:45 - 15:30 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(11日間) 9:25 - 11:15	2～6年生	一体型

	施設名(対象学区)	実施時間	対象児童	一体型・ 連携型
5	放課後のびのび算数教室 (長久保小学校区)	①月曜日、水曜日 14:40 - 15:40 火曜日 15:40 - 16:40 木曜日、金曜日 14:40 - 16:40 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(5日間) 9:20 - 11:30	2～6年生 ※夏休みは 3～6年生	連携型
6	放課後のびのび算数教室 (栄小学校区)	①火曜日、水曜日 15:00 - 16:35 木曜日、金曜日 15:00 - 15:45 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(4日間) 9:30 - 11:45	1～6年生 ※夏休みは 1～6年生	連携型
7	放課後のびのび算数教室 (藤小学校区)	①火曜日、金曜日 15:40 - 16:40 水曜日 14:45 - 16:40 木曜日 14:45 - 15:45 ※祝日、年末年始等は休み ②5月(5日間) 14:30 - 15:30 夏休み(9日間) 9:00 - 12:00	2～6年生 ※夏休みは 3～6年生	一体型
8	放課後のびのび算数教室 (南小学校区)	①火曜日、木曜日 15:35 - 16:20 水曜日 14:40 - 15:25 金曜日 14:40 - 16:20 ※祝日、年末年始等は休み ②夏休み(3日間) 9:00 - 11:30	2～6年生	一体型
9	鶴二宿題サロン (鶴ヶ島第二小学校区)	月曜日 15:00 - 17:00 ※祝日、休校日は休み	1～6年生	一体型
10	西部子どもサロン ツムツム (新町小学校区)	月曜日 15:00 - 17:20 (4月～9月) 15:00 - 16:30 (10月～3月) ※祝日、休校日は休み	1～6年生	連携型
11	杉下子どもサロン (杉下小学校区)	水曜日 15:00 - 17:30 (4月～9月) 15:00 - 16:30 (10月～3月) ※祝日、休校日は休み	1～6年生	連携型
12	わくわく子どもサロン (長久保小学校区)	月曜日 15:00 - 17:30 (4月～9月) 15:00 - 16:30 (10月～3月) ※祝日、休校日は休み	1～6年生	連携型

	施設名(対象学区)	実施時間	対象児童	一体型・ 連携型
13	ふじみ子どもサロン (栄小学校区)	①月曜日 14:30 - 17:30 (4月～9月) 14:30 - 16:30 (10月～3月) ※祝日、休校日は休み ②日曜日(月1回) 9:30 - 11:30	①未就学児、 小学生～中学生 ②未就学児、 小学生～高校生	連携型
14	つるがしま中央子ども サロン『くれよん』 (藤小学校区)	月曜日 14:50 - 17:20 ※祝日、休校日は休み	1～6年生	連携型
15	サザン子どもサロン “フレンド” (南小学校区)	火曜日 14:50 - 17:30 ※祝日、休校日は休み	1～6年生	連携型
16	学習サロン (市内全域)	第2、4金曜日 18:00 - 19:30 (4月～9月) 17:30 - 19:00 (10月～3月)	幼児、 小学生～中学生	連携型
17	学習サロン (市内全域)	第1、3金曜日 18:00 - 19:30 (4月～9月) 17:30 - 19:00 (10月～3月)	幼児、 小学生～中学生	連携型

一体型：放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一の小学校内等の活動場所（隣接あるいは通りを挟んだ向かい側等を含む）において実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

連携型：放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

3 具体的方策・目標及びその実施時期

(1) 放課後児童健全育成事業[※]（学童保育室）の令和6年度に達成されるべき目標事業量

学童保育室については、全ての小学校区で実施されています。

今後については、既存施設の利用および拠点方式による受け入れ拡大の方法を検討します。

(2) 一体型の学童保育室及び放課後子ども教室[※]の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在、一体型の放課後子ども教室を7か所で実施しています。

今後についても、引き続き実施していくとともに、新たに希望する取組について調査・把握して、学童保育室及び放課後子ども教室の一体型及び連携型の実施を推進します。

(3) 放課後子ども教室[※]の令和6年度までの整備計画

現在、放課後子ども教室を17か所で実施しています。今後についても、引き続き学校と地域の連携・協力を図り、新たに希望する取組について調査・把握して、実施に向けて計画的な整備を推進します。

(4) 学童保育室及び放課後子ども教室[※]の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

小学校区ごとに設置した放課後子ども教室調整会議を活用するなどして、学童保育室の支援員と放課後子ども教室[※]のコーディネーターが連携して、共通プログラムの内容や実施日、安全面への配慮等を検討します。

(5) 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室[※]への活用に関する具体的な方策

現在、小学校の教室等を一時的に使用して実施している学童保育室は2か所、放課後子ども教室[※]は9か所となっています。

今後についても、小学校の教室等の活用について教育委員会と学校との打ち合わせの機会を設定し、学校施設の一時使用等に関する方針について協議を進めていきます。

(6) 学童保育室及び放課後子ども教室[※]の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育室及び放課後子ども教室[※]の実施に係る定期的な打ち合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を共有して、課題の解決に向けて対応するとともに、総合的な放課後対策について協議、検討を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

学童保育室及び放課後子ども教室[※]における施設設備等の対応とともに支援員等のスタッフの資質向上を図ります。また、当該児童が利用しやすいようプログラムの内容の検討や安全面への配慮を行い、安心して過ごすことができるよう努めていきます。

(8) 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組

現在、すべての学童保育室で開所時間の延長を実施しています。引き続き、すべての学童保育室で開所時間の延長を実施していきます。

(9) 各学童保育室が、新プラン3④^{*}に記載した学童保育室の役割をさらに向上させていくための方策

現在、市と学童保育室運営事業者が連携を密にし、学童保育室の果たすべき役割について意識の共有を図っています。引き続き、各学童保育室の活動状況を確認しながら、運営事業者との連携を図っていきます。

(10) 新プラン3④^{*}に掲げた学童保育室の役割を果たす観点から、各学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

現在、各学童保育室の取組の状況については、随時利用者や地域住民への周知を図っています。今後も引き続き、市と学童保育室運営事業者が連携し、周知を推進していきます。

^{*}新・放課後子ども総合プラン 抜粋

3 国全体の目標

④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

重点施策 4 子どもの貧困対策の推進

平成 27 年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、全国の子どもの貧困率[※]は 13.9%と、18 歳未満の子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあるという深刻な状況となっています。

平成 27 年の全国の子どもの貧困率[※]13.9%を、平成 31 年 4 月 1 日現在の本市の 18 歳未満の人口 10,361 人に当てはめると、1,000 人を超える児童が貧困状態にあると推測されます。

こうした状況を背景に国では、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

この大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子どもの貧困に関する指標や指標の改善に向けた当面の重点施策、調査研究及び施策の推進体制等が示され、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することを目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしました。

また、埼玉県は、この法律や大綱を踏まえ、平成 27 年に「埼玉県子育て応援行動計画」の一部に位置づけ、子どもの貧困対策に関する計画を策定するとともに、「埼玉県 5 か年計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）において、子どもの貧困の解決を重点推進課題に位置づけ、取り組みを進めています。

令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市区町村において子どもの貧困対策に関する計画を定めることが努力義務化されました。また、令和元年 11 月には新たな大綱が策定され、さらに令和 2 年度中には、子どもの貧困に関する全国調査なども見込まれています。

こうした状況を踏まえ、本市では、本計画を法に基づく鶴ヶ島市における子どもの貧困対策についての計画として位置づけ、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国の大綱や県の計画を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

対策の柱① 教育の支援

教育の支援では、スクールソーシャルワーカー[※]やスクールカウンセラー[※]などが機能する体制づくりを進め、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、教育と福祉の連携を進めます。また、学童保育や地域福祉に携わる人々の連携を進め、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

さらに、学習支援事業などにより、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進するとともに、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

対策の柱② 生活の支援

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。貧困の状況にある家庭や子どもが社会的に孤立してしまうことがないように、鶴ヶ島版ネウボラなどの仕組みを活用し、関係機関が連携し、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

また、つどいの広場や子ども食堂などを活用した、子どもやその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援、生活の安定に資するための支援を実施します。

対策の柱③ 保護者の就労支援

保護者の就労によって収入を確保していくことは、世帯の安定的な生活基盤を築く観点から、重要な課題となっています。

そのため、保護者の求職活動を支援するとともに、保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図る必要があります。

また、保護者の求職・就労にあたっては、様々な家庭の状況が関係していることから、関係機関の連携により、親の状況に合わせた就労支援や、生活支援とあわせた支援を推進するとともに、保護者が安心して仕事を継続できるよう、保育環境の整備を図ります。

対策の柱④ 経済的支援

家庭の状況に応じた経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図る必要があります。また、経済的に困窮している家庭に対しては、国の基準に基づき、最低限度の生活を保障する生活保護費の支給と自立助長に向けた支援を行う必要があります。

家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「鶴ヶ島市児童福祉審議会※」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「鶴ヶ島市児童福祉審議会※」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、ホームページにより市民に公開し周知を図ります。

資 料 編

1 計画策定経過

期 日	内 容
平成 31 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 2 月 15 日	子育て支援に関するアンケート調査
令和元年 7 月 12 日	令和元年度第 1 回児童福祉審議会
令和元年 10 月 15 日	令和元年度第 2 回児童福祉審議会
令和元年 10 月 17 日	第 1 回鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
令和元年 11 月 22 日	第 2 回鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
令和元年 11 月 22 日	令和元年度第 3 回児童福祉審議会
令和元年 12 月 23 日 ～令和 2 年 1 月 22 日	市民コメント制度の実施
令和 2 年 2 月 20 日	令和元年度第 4 回児童福祉審議会

2 計画策定組織

(1) 鶴ヶ島市児童福祉審議会

鶴ヶ島市児童福祉審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査及び審議を行うために設置するものです。

児童の福祉に関する事業の関係者、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者などから選出した 11 名で構成（委嘱）しています。

(50音順 敬称略)

氏 名		備考
石澤 優子	いしざわ ゆうこ	
石澤 良浩	いしざわ よしひろ	
伊東 昇	いとう のぼる	委員長
太田 由紀	おおた ゆき	公募
大竹 はつ代	おおたけ はつよ	
加藤 新一朗	かとう しんいちろう	平成31年4月1日～
小関 華乃子	こせき かのこ	～平成31年3月31日
小谷野 美恵	こやの みえ	副委員長
田邨 尚郎	たむら ひさお	
藤岡 利子	ふじおか としこ	
伏見 隆一	ふしみ りゅういち	
森治 高央	もりじ たかお	

任期：平成 30 年 8 月 2 日～令和 2 年 8 月 1 日

(2) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

任期：令和元年9月25日～令和2年3月31日

職名等	氏名	備考
総合政策部長	有路 直樹	
総務部長	石島 洋志	
市民生活部長	町田 偉将	
健康福祉部長	高沢 嘉晴	委員長
健康福祉部参事	有隅 栄	副委員長
都市整備部長	笠原 修一	
教育部長	新堀 敏男	
教育部参事	真武 公司	

3 用語の説明

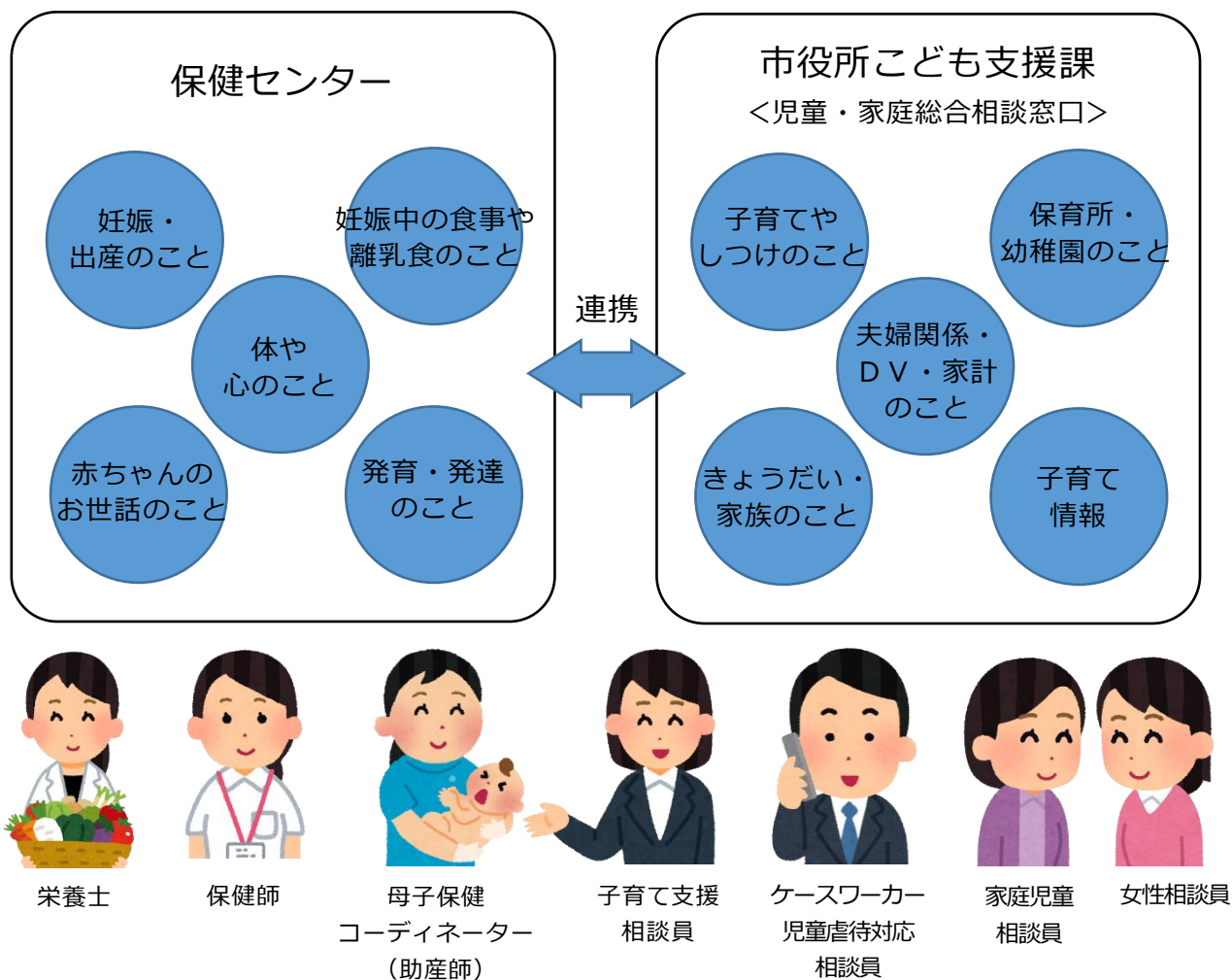
□鶴ヶ島版ネウボラ、児童・家庭総合相談窓口について

鶴ヶ島版ネウボラ（鶴ヶ島市子育て世代包括支援センター）は、保健センターと市役所こども支援課が中心となって連携し、妊娠・出産・子育てについての相談ができ、切れ目なくサポートする仕組みです。

この中で、市役所こども支援課が対応する各種の相談窓口を「児童・家庭総合相談窓口」といいます。

鶴ヶ島版ネウボラ

（鶴ヶ島市子育て世代包括支援センター）



■ かけ

□ 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

□ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

□ コーホート変化率法

各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

□ 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

□ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

□ 子どもの貧困率

子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。

■ さけ

□ 小1の壁

主に共働き家庭において、保育時間等子どもが保育所から小学校に入学する際に直面する社会的問題。

□次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。

□次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律。平成26年度に公布された、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和7年3月31日まで10年間延長。

□児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

□児童福祉審議会

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第77条1項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの。

□スクールカウンセラー

児童生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。

□スクールソーシャルワーカー

悩みや不安を抱えている子どもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、子どもの家族と連携して問題を解決していく活動を行う専門家。

■ た行

□待機児童

保育を必要とする児童が認可保育所の入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童。

□鶴ヶ島版ネウボラ

ネウボラとは「相談やアドバイスの場」を意味するフィンランド語。妊娠から出産、子どもが就学するまで、切れ間なく子育ての不安や悩みを相談し、支える場所を整えるなど鶴ヶ島市における包括的な支援制度。

□ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や交際相手などから受ける暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

□特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

□特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。

■ な行

□認可外保育施設

乳児や幼児を保育している施設のうち、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない施設を総称したもの。

■ は行

□放課後子ども教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所。

□放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童保育室）

両親が共働きであるなど、保護者が不在である主に小学校低学年児童を放課後等一定時間保育する事業。

■や行

□要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、様々な理由で保護が必要な子どもなどに関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。

■わ行

□ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：鶴ヶ島市

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話 049(271)1111

編集：鶴ヶ島市健康福祉部こども支援課